

## ＜県民税配当割に関するよくあるお問い合わせ＞

平成 2 8 年 3 月  
埼玉県・自動車税事務所

Q 1 配当割の課税対象となる「特定配当等」とはどのようなものですか？

A 1 「特定配当等」とは、次のとおりです。

### ○平成 2 7 年 1 2 月 3 1 日以前に支払われるもの

所得税法第 2 4 条第 1 項に規定する配当等で租税特別措置法第 9 条の 3 各号に掲げるものをいい、具体的には、以下のようなものが該当します。

- ア 証券取引所上場株式、店頭市場（ジャスダック市場）上場株式、上場 E T F 等の配当等（大口株主が支払いを受ける配当等は除く。）
- イ 公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託、国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等
- ウ 特定投資法人の投資口の配当等

### ○平成 2 8 年 1 月 1 日以降に支払われるもの

租税特別措置法第 8 条の 4 第 1 項に規定する上場株式等の配当等及び租税特別措置法第 4 1 条の 1 2 の 2 第 1 項各号に掲げる償還金に係る同条第 6 項第 3 号に規定する差益金額をいい、具体的には、以下のようなものが該当します。

- ア 証券取引所上場株式、店頭市場上場株式、上場 E T F、上場 R E I T 等の配当等（大口株主が支払いを受ける配当等は除く。）
- イ 投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配（公募公社債投資信託の収益の分配を含む）
- ウ 特定投資法人の投資口の配当等
- エ 特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの
- オ 特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金

Q 2 どのように「特別徴収」を行えばよいのでしょうか？

A 2 配当割は、上場株式等の配当等の支払をする法人が、支払時に配当額の 5 % の地方税を特別徴収し、支払いを受けた方（個人投資家）の住所ごと（都道府県単位）に集計して、支払の翌月 1 0 日までに当該都道府県に申告納入していただきます。

Q 3 配当割の納入申告書が手元にありません。どこで入手できますか。

A 3 配当割の特別徴収義務者は配当等の支払を受けた方（個人投資家）の住所が所在する都道府県にそれぞれ納入していただくこととなります。このため、納入先の都道府県からそれぞれ納入申告書を取り寄せる手間が省けるよう納入申告書は全国共通様式

となっております、最寄りの都道府県で配布しています。

埼玉県では、埼玉県に提出する場合に使用できる様式をホームページでダウンロードできるほか、自動車税事務所で配布しています。

- 埼玉県HP>総合トップ>くらし・環境>税金>申請・手続き
- >各種申請申告様式のダウンロード
- >県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割の様式
- >県民税配当割納入申告書

**Q 4** 埼玉県以外の納入申告書の提出先を教えてください。

A 4 納入先都道府県ごとの項目情報は[総務省ホームページ](#)に掲載されています。

**Q 5** 新たに配当割の特別徴収義務者になるのですが、届出は必要ですか。

A 5 届出は必要ありません。Q 3の納入申告書を入手していただき、課税標準額、税額、納入先都道府県名や課税事務所等を記載の上、申告納入してください。  
なお、利子割は「利子割に係る営業所等設置等の届出書」の提出が必要です。

**Q 6** 納入申告書に「法人番号」を記載する欄がありますが、何を記載すればいいのですか。

A 6 国税庁から通知を受けた13桁の「法人番号」を記載してください。  
※平成27年12月支払分までは、旧様式の納入申告書で申告納入することになります。その場合は「履歴事項全部証明書」（いわゆる法人登記簿謄本）の「会社法人等番号」（12桁）を記載してください。

**Q 7** 配当等の支払を4月、5月にしましたが、申告が遅れました。2か月分まとめて1枚の納入申告書に記載してもいいのですか。

A 7 納入申告書は支払月ごとに作成することとなっています。まとめて記載することはできません。

**Q 8** 納入申告書はどこに提出し、配当割はどのように納入したらよいのですか。

A 8 配当割の納入申告書は4枚セット（県税保管2枚、金融機関保管1枚、納入者保管1枚）となっていて、金融機関に納入申告書を提出することで、申告と納入を同時に行うようになっています。

金融機関でお預かりした納入申告書は金融機関より自動車税事務所へ提出されます。

埼玉県の県税を納付できる金融機関については[別掲「埼玉県公金を納付できる金融機関一覧」](#)をご覧ください。他都道府県分については当該都道府県へお問い合わせ

ください。

**Q 9** 配当割で申告納入すべきところ、利子割で申告納入してしまいました。配当割の期限内に申告しており、税額は同じでしたので、県税事務所の方で自動的に処理してもらえるのですか。

**A 9** 配当割と利子割は別の税目となるため、特別徴収義務者による手続が必要となります。誤りが判明した際には速やかに自動車税事務所に御連絡ください。

なお、手続としては、配当割の納入申告書による申告納入を行っていただき、利子割について「更正の請求」をしていただくこととなります。また、税額によっては不申告加算金や延滞金が課されることがありますので御留意ください。

**Q 10** 個人投資家に常任代理人や法定代理人が設定されている場合、どこに申告納入したらよいのですか。

**A 10** あくまでも受益を受ける個人投資家の住所地の都道府県となります。投資家が常任代理人と契約設定している場合は、実際の配当を受ける投資家の住所地の都道府県に申告納入してください。この投資家が海外居住の場合は課税対象外となります。

また、投資家が孫で、祖父が後見人となっている場合などは、孫の住所地の都道府県に申告納入してください。

**Q 11** 共有名義の株式等の配当については、どこに申告納入したらよいのですか。

**A 11** 共有者の持分まで分かっている場合は、その持分に応じて配当割を特別徴収し、それぞれの受益者の住所地の都道府県に申告納入します。

なお、持分が分からない場合は、代表者の住所地の都道府県に申告納入してください。

**Q 12** 従業員等持株会、投資クラブ、投資事業組合の納税地はどこになりますか。

**A 12** あくまでも最終的な受益を受ける個々の会員の住所地の都道府県が申告納入先になります。

**Q 13** N I S A適用分の申告はどのようにすればよいですか。

**A 13** 県民税配当割の課税標準である特定配当等が所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によって算定することとなっているため、所得税において非課税とされたものは、配当割も非課税となります。

このため、「N I S A」（「ジュニアN I S A」を含みます。）適用分や「障害者等のマル優」、「障害者等の特別マル優」など県民税配当割が非課税となるものについては、「道府県民税配当割納入申告書」の「非課税等」の「支払金額欄」に計上してください。

い。記載方法は埼玉県の[県民税配当割納入申告書の記載例](#)（PDF：369KB）を御参照ください。

**【お問い合わせ先・提出先】**

埼玉県自動車税事務所 諸税担当

〒330-0844

さいたま市大宮区下町3-8-3

電 話 048-658-0235

※平成28年1月4日、上記住所に移転しました。